

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和2年12月24日(木) 午後1時30分～午後3時00分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 林田 佐知雄	2 番 森田 誠	3 番 三坂 登
4 番 泓 純隆	5 番 富永 政光	6 番 迎 幸枝	7 番 中山 久嗣
8 番 江口 庄平	9 番 出口 照雄	10 番 山口 義範	11 番 清心 美由紀
12 番 俵坂 和則	13 番 宮脇 喜八郎		

事務局及びその他の出席者

事務局長 高月 淳一郎

書記 谷口 恵祐・竹下 由紀子・藤川 空

3. 議事録署名委員の指名について
4. 報告事項
 - (1) 合意解約について
5. 議事
 - (1) 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第30号 農用地利用集積計画の策定について
6. 次回総会開催予定日：令和3年1月25日(月)
7. その他

事務局	ただいまから令和 2 年度第 9 回目となります東彼杵町農業委員会 12 月期の定期総会を開催いたします。
議長	<p>(挨拶)</p> <p>本日の議事録署名人は 2 番の森田委員さんと 3 番の三坂委員さんをお願いしたいと思 います。では早速議事にはいらさせていただきます。報告事項、農地の合意解約につい て事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項、農地の合意解約について、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が、下 記のとおり提出されたので報告する。令和 2 年 12 月 24 日、東彼杵町農業委員会会長 西坂秀徳。1 は坂本郷の田 2 筆で 1,329 m²となっております。この農地につきまして は、集積により次の借手が決まっております。2 は蔵本郷の田 1 筆で 1,769 m²となっ ております。年齢的に耕作困難のため合意解約となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。申請番号 1 は借り手の変更で、申請番号 2 は、耕作困難で耕 作者がまだ見つかっていないということなので、近くの委員さんを中心に探してもら えればと思いますが、その他に何かご意見等ありませんか。無いようでしたら次に進 めさせていただきます。続きまして、議案第 27 号、農地法第 3 条による許可申請に ついて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 27 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要 領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 12 月 24 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。申請番号 1 は、駄地郷の畑 1 筆で 282 m²となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員・推進委員さんから何かございませんか。</p>
渡邊推進委員	<p>私の方に相談がありまして、以前から受人が耕作をされており今回名義を変えたいと いう相談でした。本人も農業をやられている方なので問題はないかと思しますのでよ ろしくお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。今、説明がありました通り、名義が変わってなかったという ことで今回上がってきておりますが、皆様方からご意見等無いようでしたら進めさせ ていただきたいと思っておりますが何も無いでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>

議長	ありがとうございます。それでは次に進めさせていただきます。
事務局	申請番号 2 は、三根郷の田 2 筆、畑 2 筆の合計 4 筆で 4,654 m ² となっております。親子間の贈与です。
議長	ありがとうございます。地元委員さんから何かございませんか。
4 番泓委員	4 番泓です。親から子に対しての贈与でありまして、耕作もされておりますので特に問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。その他何かご意見等ございませんか。 「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。それでは次に進めさせていただきます。議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 28 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 12 月 24 日提出、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。申請番号 1 は、坂本郷の田 1 筆で 378 m ² となっております。自宅横の小屋を改装して店舗を計画されており、来場者のための駐車場として申請されています。
議長	ありがとうございます。本日現地調査を行っております。まずは、地元委員の三坂委員さんをお願いします。
3 番三坂委員	3 番三坂です。数年前から田んぼは使われておりませんし、他の農地に影響はないと思いますので特に問題はないかと思います。
議長	ありがとうございます。続きまして、地元推進委員の松野推進委員さんをお願いします。
松野推進委員	ほぼ現状のまま駐車場にされるので、排水も変わらないので問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。中尾推進委員さんをお願いします。
中尾推進委員	中尾です。畦畔もコンクリートで作られており、駐車場に利用するところはぬかるみ

	防止の為に碎石を入れるということでありましたので、問題は無いと思います。
議長	ありがとうございます。宮脇委員さんお願いします。
13 番宮脇委員	13 番宮脇です。地元委員・推進委員さんが言われたとおり、何も問題は無いと思います。
議長	ありがとうございます。その他ご質問等ございませんか。 「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。許可相当ということで次に進めさせていただきます。引き続き、申請番号 2 について事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 2 は、瀬戸郷の畑 1 筆で 213 m ² となっております。申請地に隣接する宅地があり、進入路は狭い赤道しかなく、現在農地への進入路なっている部分を含めて駐車場用地への転用を申請されています。建築物はなく 10 c m 砂利敷きで雨水については水路放流で、隣接農地は 2.5m ほど高く影響はないかと思われます。
議長	ありがとうございました。担当地区の林田委員さんお願いします。
1 番林田委員	1 番林田です。近隣の農地への支障も無く排水も特に問題は無いと思いました。
議長	ありがとうございました。推進委員の渡邊推進委員さんお願いします。
渡邊推進委員	渡邊です。先ほど林田委員さんから言われたとおりです。前向きに検討していただければと思います。
議長	ありがとうございました。宮脇委員さんお願いします。
宮脇委員	13 番宮脇です。許可する方向で検討をお願いします。
議長	ありがとうございました。他の委員さんから何かご質問等はございませんか。何も無いようでしたら許可相当ということでよろしいでしょうか。 「異議なし」の声

議長	ありがとうございました。続きまして、議案第 29 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 29 号、農地法第 5 条による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和 2 年 12 月 24 日、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。申請番号 1 は、川内郷の田 1 筆で 1,371 となっております。太陽光発電施設への転用申請です。212 枚のパネルを設置し売電を計画されています。現状のまま利用し、雨水についても自然流下で汚水・生活雑排水はありません。隣接農地も高低差があり支障ないと思われます。
議長	ありがとうございます。こちらも本日現地調査を行っております。泓委員さんから報告をお願いします。
泓委員	4 番泓です。道に水が流れないようにして欲しいと話しました。排水以外は特に問題は無いと思いました。
議長	ありがとうございました。推進委員の前平推進委員さんお願いします。
前平推進委員	推進委員の前平です。先ほどもありましたように、雨水対策をしっかりしていただければ問題はないと思います。川内地区にとっては最初のモデルになると思いますので、設置工事の際に、町道二つが間にありますので、近隣の住民の方に対して配慮をもらえるよう指導をよろしくお願いします。設置場所に木戸口が隣接する民家がありますので、そちらの方にも配慮をしていただくよう業者のほうに指導をお願いします。
議長	ありがとうございました。続きまして、宮脇委員さんお願いします。
宮脇委員	13 番宮脇です。太陽光は雨水・排水が一番問題だと思います。今日の説明の中では十分検討してやっていくというお話をしましたし、特に問題はないかと思います。
議長	ありがとうございました。最近になって、雨水が集中的に流れるところがあるといった報告があつたりしているので、後ほど局長より対応などについて説明してもらいたいと思います。また、推進委員さんからもありましたように工事に対する周りへの配慮も含めて業者の方には伝えながら進めていただければと思います。皆様方から質問等ございましたらお受けしたいと思いますが何も無いでしょうか。何も無いようでしたら決定ということできたいと思いますがいかがでしょうか。

	「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。許可相当ということで進めさせていただきたいと思います。引き続き、申請番号2について事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号2は、中岳郷の畑3筆で、1,119㎡となっております。こちらも太陽光発電施設の転用申請です。262枚のパネルを設置し売電を計画されています。現状のまま利用し、雨水についても自然流下で、生活雑排水はありません。隣接農地は道を挟んでおり被害の恐れは無いと考えます。
議長	ありがとうございます。こちらも本日現地調査を行っております。地元委員の出口委員さんをお願いします。
9番出口委員	9番出口です。設置も現状のままするそうなので何も問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。引き続き、推進委員の出口推進委員さんをお願いします。
出口推進委員	出口です。別に問題は無いと思いますのでよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございます。本日当番委員の宮脇委員さんをお願いします。
13番宮脇委員	13番宮脇です。委員さん・推進委員さんからもありましたように別に問題は無いと思います。今後もいろいろなところに太陽光の設置が出ると思いますが、いろいろな問題を解決して、農地の転用に繋がればと、耕作放棄地の解消に繋がればと思いました。
議長	ありがとうございます。引き続きまして本日当番委員の林田委員さんをお願いします。
1番林田委員	先ほど皆さまから言われたとおり、特に問題は無いと思います。排水もされると言うことだったので問題ないかと思います。
議長	ありがとうございました。今、現地調査に出られた皆様方から説明がありましたけれども、この件に関しまして他の委員さんからご意見・ご質問等ございませんか。ご意見が無いようでしたら、許可相当ということでよろしいでしょうか。
	「異議なし」の声

議長	ありがとうございます。許可相当ということで県にお伝えしたいと思います。続きまして、申請番号3について事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号3は、平似田郷の田1筆で329㎡となっております。申請内容は一般住宅用地です。被害防除としまして、コンクリート擁壁の設置し、隣接農地との間に緩衝地を設け、水関係は雨水は水路、汚水・生活雑排水は合併浄化槽の利用されますので問題ないかと考えます。
議長	ありがとうございました。ここも現地調査をしていただいております。地元委員の富永委員さんをお願いします。
5番富永委員	5番富永です。今事務局から説明がありましたように、周辺の土地にも影響は無いと思います。森の中を水路が通っているので、周辺にも迷惑をかけるところはないかと思えます。
議長	ありがとうございました。引き続き、推進委員の山口推進委員さんをお願いします。
山口推進委員	推進委員の山口です。今、農業委員の富永さんが言われたとおり、近隣の農地の水路にもほぼ障害は無いような状態なので、よろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。当番委員の林田委員さんをお願いします。
林田委員	特に問題ないと思います。
議長	ありがとうございました。引き続き、本日当番委員の宮脇委員さんをお願いします。
宮脇委員	13番宮脇です。農業委員さん及び推進委員さん、立会いの皆さんがおっしゃりとおりの、別に問題ないと思います。許可する方向でよろしくをお願いします。
議長	ありがとうございました。今、説明いただきましたけれども、この件に関しまして皆様方からご意見・ご質問等ございましたらお受けしますけれども、何も無いでしょうか。何も無いようでしたら許可する方向で進めさせて頂いてよろしいでしょうか。 「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。この件に関しましても許可する方向で進めたいと思います。

	引き続きまして、申請番号 4 について事務局より説明をお願いします。
事務局	申請番号 4 は、三根郷の田 1 筆で、333 m ² となっております。申請内容は一般住宅用地です。被害防除としまして、コンクリート擁壁を設置し、日照・通風に関しましては建物の高さを平屋建てで加減し、雨水につきましては水路放流で、汚水・生活雑排水は下水道に流す計画で、問題発生の恐れはないかと考えます。
議長	ありがとうございました。本日調査に出ていただきました地元委員の泓委員さんお願いします。
4 番泓委員	4 番泓です。特に問題は無いと思います。
議長	ありがとうございました。引き続き、推進委員の前平推進委員さんお願いします。
前平推進委員	推進委員の前平です。特に問題は無いと思います。ただ、町道のところに川が通っていますので、大雨の際などに十分対応をやっていただければいいのではないかと思います。
議長	ありがとうございました。本日調査担当委員をしていただいた宮脇委員さんお願いします。
13 番宮脇委員	13 番宮脇です。別に問題ないと思います。
議長	ありがとうございます。この件に関しまして皆様方からご質問・ご意見等ございませんか。何も無いようでしたら許可相当ということでよろしいでしょうか。
	「異議なし」の声
議長	ありがとうございます。申請番号 4 につきましても許可相当ということで県に伝えたいと思います。それでは、議案第 30 号、農用地利用集積計画の策定について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第 30 号、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和 3 年 1 月 4 日公告予定、東彼杵町農業委員会会長西坂秀徳。所有権移転の当該農地は中尾郷の畑 5 筆、4,165 m ² となっております。

議長	<p>ありがとうございました。事務局より説明がありましたけど、地元委員さん・推進委員さんから付け加えることなどありましたらお願いします。</p>
中山委員	<p>7番中山です。以前から耕作をされていたということだったので別に問題は無いかと思えます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆様方からご質問等ありましたらお受けしますけれども、何も無いですか。それでは決定ということによろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。次の申請番号について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>賃借権設定の当該農地は、坂本郷の田2筆、1,329㎡となっております。</p>
議長	<p>ありがとうございました。この件に関しまして皆さんから質問等ないでしょうか。ないようでしたら決定ということによろしいでしょうか。</p> <p>「異議なし」の声</p>
議長	<p>ありがとうございます。以上で今月の農業委員会総会を終了いたします。</p>